

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく院内掲示事項

厚生労働大臣の定める掲示事項

当診療所は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている医療機関です。

掲示事項

1. 機能強化加算

詳細は「初診時機能強化加算に関するお知らせ」をご覧ください

2. 医療情報取得加算

詳細は「医療情報取得加算のお知らせへ」をご覧ください

3. 医療DX推進体制整備加算

詳細は「医療DX推進体制整備加算のお知らせ」をご覧ください

4. 地域包括診療加算

詳細は「地域包括診療加算のお知らせ」をご覧ください。

5. 外来後発品使用体制加算

当診療所では後発医薬品（ジェネリック医薬品：先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

6. 明細書の発行状況に関する事項

当診療所は、医療の透明化や患者様への情報提供をしていく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で自己負担のない方についても、明細書を無料で発行させていただきますので、希望される方は会計窓口にてお申し付け下さい

明細書には、使用した薬剤名称や検査等の項目の掲載がされますが、発行を希望されない方は、会計窓口にお申し出ください。

7. 一般名処方加算

薬剤の一般的名称を記載する処方せんを交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分に説明いたします。お薬についてのご質問は医師や薬剤師等、職員へお尋ねください。

8. 外来感染対策向上加算

当院では『外来感染対策向上加算』を算定しています。感染防止のため、患者様にはご不便をおかけすることもあるかと思いますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

- ・ 受診歴の有無にかかわらず、発熱その他の感染症を疑わせる疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の外来診療に対応します。そのため、必要に応じ感染症の疑われる患者

様を専用の診療スペース、待機スペース、移動導線を確保して対応します。

- ・ 院内感染マニュアルを作成し、院内感染管理者(所長)を中心に、診療所全体で感染対策に取り組めます。
- ・ 院内感染対策の為の研修会(年2回)を実施し、スタッフ全体で情報共有し院内感染対策に取り組んでいます。
- ・ 抗菌薬の使用について厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用しています。
- ・ 院内感染対策について、甲府共立病院との感染対策連携を取り、情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

9. 時間外対応加算 3

当診療所では再診患者様に限り下記時間帯で当診療所職員が電話での問い合わせに対応いたします。

- | | |
|--------------|---------------|
| ・ 電話番号 | 090-2339-1383 |
| ・ 対応時間 水・金曜日 | 18:00~22:00 |
| 月・火・木曜日 | 17:10~22:00 |

状況により電話が繋がらない場合はメッセージを残して頂ければ折り返し連絡いたします。

平日 22 時以降、土曜午後、第 4 土曜日、休祝日は 055-224-4199(山梨県救急医療情報センター)へ電話をお願い致します。

※時間外対応加算の「時間外」とありますが、これは「時間外の対応について体制を整備している」ことに対する加算ですので、再診料を算定するすべての患者様が対象であり、ご来院される時間にかかわらず、すべての患者様に算定しております。

10. 生活習慣病管理料Ⅱ

令和 6 年度の診療報酬改定により、6 月以降【特定疾患療養管理料】から【生活習慣病管理料】に移行。高血圧症、脂質異常症および糖尿病を主病として通院されている患者様は、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事・運動に関する指導、検査結果等を記載した『療養計画書』を患者様の同意のもと作成し、より実効性のある疾患管理を行ってまいります。『療養計画書』へ初回だけ署名(サイン)を頂く必要がありますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。当診療所では患者様の状態に応じ、28 日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

11. 長期収載品の処方等又は調剤

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

12. 在宅医療情報連携加算

詳細は「在宅医療情報連携加算のお知らせ」をご覧ください。

2025 年 7 月 31 日

御坂共立診療所